

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十三号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
第十一条がんと策課の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 広島県立広島がん高精度放射線治療センターに関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。